

オンラインによる初任運転者特別講習事業実施要領

東ト協業交発第320号

令和8年4月1日

1. 目的

本要領は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項第2号に定める特別な指導（以下「初任運転者特別講習」という。）を、Eラーニング事業者（以下「事業者」という。）に業務委託して実施し、東ト協会員事業者（以下「会員」という。）が雇用する初任運転者に受講させることにより、安全運転に関する知識及び安全意識の向上を図り、もって会員の交通事故防止に寄与することを目的とする。

2. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3. 定義

本要領において「初任運転者」とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき、運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者をいう。ただし、過去3年以内に他の一般貨物自動車運送事業者等において運転者として常時選任されたことがある者は除く。

4. 受講対象者

東京都内の会員事業所に所属する、前条に規定する初任運転者とする。

5. 開催日程等

- （1）開催及び受講申込みの日程は、事業者が定めるものとする。
- （2）開催日程は、東ト協本部がホームページに掲載し周知する。なお、日程等に変更が生じた場合も同様とする。

6. 受講申込み手続

- （1）会員は、事業者が定める所定の期日までに申込み手続を行うものとする。
- （2）受講に係る費用（業務委託費を含む。）は、東ト協本部が全額を負担する。
- （3）申込み後にキャンセルする場合は、会員は速やかに事業者へ連絡しなければならない。

7. 講習資料

講習資料は、国土交通大臣が告示で定める内容に準拠したものを事業者が作成し、使

用する。なお、当該告示が改正された場合は、事業者が速やかに講習資料を改定するものとする。

8. 講師

講師は、交通安全及び事故防止に関し専門的知識及び技能を有する者とする。

9. 講習内容及び時間

(1) 講習内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- ① トラックを運転する場合の心構え
- ② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ トラックの構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨ 運転者の適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

(2) 講習時間は、座学 15 時間以上とする。

なお、実車を用いた日常点検、車高・視野・死角・内輪差及び制動距離の確認、トラックの構造上の特性の理解、貨物の積載方法及び固縛方法の実技並びに 20 時間以上の添乗指導については、会員において実施しなければならない。

(3) 会員は、初任運転者が本講習のほか、国土交通大臣の認定を受けた機関が実施する適性診断（初任診断）を受診していない場合には、初めてトラックに乗務する前に受診させなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、乗務開始後 1 か月以内に受診させるものとする。

10. 教育実施記録簿の作成及び保管

(1) 所定の講習内容を修了した場合は、会員の管理者が「初任運転者教育実施記録簿」に検印するものとする。

(2) 会員は、当該運転者の運転者台帳に初任運転者特別講習を受講した年月日を記載し、当該記録を 3 年間保存しなければならない。

以上